

労政課のウェブサイトをご確認ください。



### ■募集期間

令和4年2月25日(金)まで  
(必着)

### ■応募・お問い合わせ先

福島県商工労働部雇用労政課(ウェブサイトを必ずご確認の上、ご応募ください。)

☎024-521-7290

## 気をつけましょう

### ■年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動を実施しています

#### ■目的

毎年この時期には、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発し、特に高齢歩行者が被害者となる重大事故の増加が懸念されます。

また、高齢運転者による重大事故も発生していることから、県民一人一人が交

通安全意識を高め、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、県民総ぐるみで交通事故の防止を図ることを目的とします。

#### ■期間

12月10日(金)から令和4年1月7日(金)まで

#### ■運動のローガン

「ちかいます  
ルールをまもり  
こうつうあんぜん」

#### ■運動の重点

①道路横断中の交通事故防止(特に高齢歩行者の保護の推進)

②夕暮れ時や夜間の交通事故防止

③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

④飲酒運転の根絶と飲酒が関与する交通事故の防止

⑤自転車の交通事故防止と適正な利用の推進

また県内において、道路横断中の高齢歩行者が被害にあう交通死亡事故が発生しています。

ドライバーの皆さんは午

後4時を目安に、早めにライトを点灯しましょう。

歩行者の皆さんは、夜間外出する時は明るく目立つ服装を心がけ、夜光反射材を着用しましょう。道路を横断する時は、手を上げるなどドライバーへ意思表示をして、車が停止してから横断してください。

## ご協力を お願いします

### 除雪作業にご協力ください

除雪作業は地域の皆さんのご理解とご協力が必要です

安全で効率的な作業が実施できるよう、次のご協力をお願いします。

#### 【道路沿いにお住まいの皆さんへ】

- ・歩道および消火栓や防火水槽などの除雪は、地域の皆さんで協力体制を整えて行いましょう。
- ・道路への排雪は交通事故

の原因となります。絶対にやめましょう。

除雪車は、広い地域を短時間で除雪しなければならず玄関先までは手が回りません。除雪車が通った後、住宅の出入口に残った雪は、各家庭で除雪をお願いします。

道路わき(側溝や路肩)の支障物は降雪前に必ず撤去しましょう。  
重要物には除雪で損傷をうけないように旗竿などで目印を付けるか移動させましょう。



#### 【ドライバーの皆さんへ】

- ・路上駐車は絶対にやめましょう。
- ・危険防止や効率的な除雪作業のため、除雪作業中の区間を一時通行止めにする場合があります。
- ・雪道は特に道幅が狭くなりますので歩行者に配慮

して通行しましょう。



◇除雪車が通った直後の道路は滑りやすいので注意しましょう。

◇作業中の除雪車は危険ですので絶対に近づかないでください。

◇除雪作業はなるべく迅速に実施するよう努めていますが、除雪・積雪の状況などにより、時間帯が遅れる場合もありますのでご了承ください。

#### ■地域整備課

☎72-6937

■福島県三春土木事務所業務課

☎62-3151

■道路緊急ダイヤル  
☎#9910